

国保が使えるのは外傷性のけがだけです！

整骨院・接骨院のかかり方

柔道整復師は医師ではありませんが、医療機関を受診するときと同じように窓口で国保被保険者証を提示し、一部負担金を支払うだけで施術を受けられる場合があります。

※受領委任をするには手続きが必要です。

（国保が使えるもの）

急性または亜急性の外傷性の捻挫、打撲、挫傷（肉離れ）、骨折・脱臼の応急手当



■負傷原因を正確に伝えてください

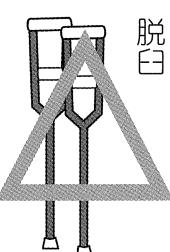
整骨院等で柔道整復師の施術を受けるときは、国民健康保険（国保）が使える場合と使えない場合があります。いつ・どこで・何をしていて・どんな症状があるのかを柔道整復師に正確に伝えて、国保が適用になるか相談してください。

施術が長期にわたる場合は内科的な要因も考えられるため、医師の診断を受けてください。



（国保が使えないもの）

右記以外の内科的要因や慢性的な症状、仕事中・通勤途中での負傷等



■療養費の請求方法

○償還払い

償還払いは、被保険者が整骨院等でいったん全額を支払った後、保健センター福祉課の窓口で国保負担分を請求して支払いを受けれる方法です。申請に必要なもの・国保被保険者証、印鑑（認め印可）、明細が分かる領収証

○受領委任

受領委任は、国保負担分の療養費を柔道整復師が患者に代わって国保に請求する方法です。国保被保険者は整骨院等の窓口で保険証を提示し、一部負担金のみを支払って施術を受けられます。

受領委任の場合は、柔道整復施術療養費支給申請書の受取代理人欄に住所、氏名、委任年月日に被保険者の自筆による署名が必要になります。作成された申請書の傷病名、日数、金額をよく確認してから署名してください。申請に必要なもの：国保被保険者証、印鑑（認め印可）



■払い戻しの申請を忘れずに

療養費等を支払った日の翌日から2年を過ぎた療養費は支給されません。また、医療処置が適切であつたかどうかの審査があり、申請から療養費の支給までに2、3カ月ほどかかります。審査の結果によっては療養費が支給されない場合があります。

■医療費適正化にご協力を

国民健康保険被保険者の療養費は、国民健康保険に加入している皆さんの保険税等から支払われています。整骨院等で国保が適用になるかを柔道整復師に相談し、適切に受診することが医療費の適正化につながります。医療費の適正な支出のため、皆さんのご理解とご協力をお願いします。